

議会運営委員会記録

令和4年9月26日（月）

開議 09 時 57 分

閉議 10 時 25 分

全員協議会室

出席者

- 〔委員〕 布施委員長、柳楽副委員長、
肥後委員、三浦委員、沖田委員、足立委員、川上委員、串崎委員、
小川委員、牛尾委員
- 〔議長団〕 笹田議長、川神副議長
- 〔委員外議員〕
- 〔執行部〕 坂田総務部長、佐々木総務課長、河内財政課長、猪狩総務管理係長
- 〔事務局〕 河上局長、下間次長、中谷書記
-

議 題

- 1 浜田市議会基本条例の一部改正について 資料1-1、1-2

- 2 令和4年9月浜田市議会定例会議について
 - (1) 令和4年9月浜田市議会定例会議の追加付議事件及び付託案について 資料2-1、2-2

 - (2) 議会追加提出議案について
 - ア 発議第〇号 浜田市議会基本条例の一部を改正する条例について 資料2-3
 - イ 発議第〇号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める意見書について 資料2-4

 - (3) その他

- 3 今後の陳情の審査方法等について 資料3

- 4 その他

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[9 時 57 分 開議]

布施委員長

ただいまから議会運営委員会を開催する。出席委員は10名で定足数に達している。それではレジュメに沿って進めていく。

1 浜田市議会基本条例の一部改正について

布施委員長

議会基本条例の見直しをこれまで検討し、最終的な改正案ができた。ワーキング会議で検討後に法令審査会に諮り、文言の修正等を行っている。説明をお願いします。

河上局長

(以下、資料をもとに説明)

布施委員長

この案は事前に配信しているし、皆十分見ていると思う。浜田市議会基本条例の一部を改正する条例について、この案のとおり議会運営委員会から提案することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

異議なしと認め、最終日に議会運営委員会委員長から提案させていただく。なお、ワーキング会議の柳楽座長、そして川上委員、小川委員、足立委員、3回にわたる検討会議、ご苦労さまだった。

2 令和4年9月浜田市議会定例会議について

(1) 令和4年9月浜田市議会定例会議の追加付議事件及び付託案について

布施委員長

9月29日に追加提案予定である。説明をお願いします。

総務部長

(以下、資料をもとに説明)

布施委員長

続いて資料2-2について、説明をお願いします。

河上局長

(以下、資料をもとに説明)

最終日の流れについて、最初に議会基本条例の提案、採決。

次に、市長追加提出議案の提案。説明後、10分程度、議案熟読のため休憩を挟み、再開後に委員会付託し、再度休憩に入る。再開後、全委員会の委員長報告、討論、採決となる。

請願第5号の採決方法について、福祉環境委員会で審査した本請願は2つの請願項目があり、委員会では項目ごとに諮った。項目ごとに賛否も分かれ、その結果、1項目のみ、国に意見書を求めるほうが採択となり、請願としては一部採択となった。

通常は委員長報告のとおり決するかで賛否を諮るが、今回は委員会においても項目ごとに賛否が分かれた案件であるため、例外的に本会議においても、請願の項目ごとに、採決することとしたいので検討をお願いします。

布施委員長

ただいまの説明のとおりに進めたいが、よろしいか。

(「異議なし」という声あり)

執行部はここで退席されるが、執行部から何かあるか。

(「なし」という声あり)

委員から何かあるか。

(「なし」という声あり)

では執行部は退席されて構わない。

《 執行部退席 》

(2) 議会追加提出議案について

ア 発議第〇号 浜田市議会基本条例の一部を改正する条例について

イ 発議第〇号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める意見書について

布施委員長

9月29日に議会運営委員会から1件の提出を予定している。レジュメのA、イについて順次説明を受けた後に、確認したいことがあれば伺う。

まずAについて、説明をお願いします。

河上局長

先ほど議題1で議決いただいた議会基本条例の一部を改正する条例について、議会運営委員会から提案し、委員会付託はない。

布施委員長

イについて、説明をお願いします。

河上局長

こちらも先ほどの流れの中で説明し重複するところもあるが、福祉環境委員会で請願第5号が意見書の提出に関する項目について、一部採択すべきものとされた。よって本会議で採択された場合は、追加日程とし福祉環境委員会から提出される意見書を本会議で諮ることとしたい。提案説明は福祉環境委員長からお願いします。質疑はあることとし、委員会付託はない。よろしくお願いします。

布施委員長

なお、予算決算委員会において決算認定に対する附帯決議を提出することになった場合は、議会提出議案が追加になることをご承知おき願う。

ただいまの説明について質疑はないか。

(「なし」という声あり)

3 今後の陳情の審査方法等について

布施委員長

資料3を見てほしい。こちらは前回の委員会において、受け付けた陳情について議会運営委員会正副委員長と議長団とで内容を確認し、委員会へ付託して審査するものと、議員への配付とするものとの判断する方針で、おおむね了承されたと思っている。本日はその陳情の取り扱いの流れと、審査か配付かを判断するための新しい陳情取り扱い基準案について、各会派から意見をいただくようお願いしていた。まず、陳情の流れ案について、会派からの意見をお願いします。

串崎委員

会派で相談したが、この流れで問題ない。

柳楽副委員長

この流れでよいのではないかとということである。

小川委員
川上委員
布施委員長

この案で結構である。

同じくこの案でよい。

ではこの案でほとんど方針が決まったので、このとおりにさせていただきたい。受け付けして配付する、付託先を決め審査をするということで、浜田市議会陳情書取扱基準の見直し案について、これも各会派から伺いたい。この案に意見や追記等があれば出していただきたい。

串崎委員
柳楽副委員長

これも別に問題ないということで話し合った。

2点ある。1点は、(2)(3)のところで「公序良俗」という言葉が出てくるのだが、これをもう少しわかりやすく皆で共通認識が持てるようにしたほうがよいのではないかとということ。それと、結局行為を求めるものと要望を含むものがあつた場合に外すということなのだが、似たような文なので一つにまとめてはどうかということであつた。

小川委員
川上委員
布施委員長

この案で十分だと思う。

同じくこの案で結構である。

審査基準案については、内容的には皆了解していただいたようだが、公明クラブから指摘が二つあつた。(2)(3)の「公序良俗」という言葉をもっとわかりやすくしたらどうかという提案と、(2)(3)に同じような内容があるので一つにまとめたらどうかという意見があつた。この意見について、皆の意見を伺いたい。

牛尾委員

10項目の次に米印で「公序良俗とは」と文言解説を入れたらどうか。そうすればこのままでよいのでは。公序良俗を普通の言葉に置きかえるとかえって文章が長くなるので、注釈で入れたほうがよい。

布施委員長
川上委員
布施委員長

ほかに意見は。

牛尾委員の言われた形で十分だと思う。

ほかに。

(「なし」という声あり)

ないようなので、2人から提案があつたように、取り扱い基準の枠外で文言解説を入れるということではよろしいか。

(「異議なし」という声あり)

もう一つ、(2)と(3)を一緒にしたらどうかという提案についてはどうか。

三浦委員
河上局長

案を作成する中で(2)と(3)を分けた理由を聞かせてほしい。

初めは一つになっていたのだが、ぱっと見たときに結局何がしてほしいのか、何を求めているのかが余計にわかりにくくなったので、一般市民が見ても、何がだめだと言っているのかがわかりやすくするように分けた。上は公序良俗に反するような行為を提案で求めたらいけないということ、下はそういった用語が含んであつたらいけないということ、少し意味合いが違う。一緒にしたらわかりにく

- 三浦委員 くなるかと思ったからである。
- 布施委員長 柳楽副委員長の言うところも理解はするが、今の事務局からの説明を伺うと、指している行為が少し違うと理解した。であれば、文言は少し似ているが、このままでもよいと思う。
- 牛尾委員 ほかに意見は。
- 布施委員長 この10項目、せっかくご苦勞いただいた文言なのでこれでよろしいのではないかと思う。
- 柳楽副委員長 (2)、(3)は別々ということで、公明クラブには了承いただけるだろうか。
- 河上局長 はい。
- 河上局長 先ほど出た、公序良俗については注記をしてほしいということだったが、調べると「公の秩序または善良の風俗の略」と出ている。余計わかりにくいと思うので、皆に何かよい注釈があれば教えてほしい。
- 布施委員長 (「ある」という声あり)
- 布施委員長 ではまた後で相談に乗ってほしい。
- 河上局長 公序良俗についてはわかりやすい説明を入れたい。流れと陳情の取り扱い基準案はおおむね了承された。この内容ということで、もう諮らずともよろしいか。一応諮るか。
- 河上局長 皆がよろしければこれで。
- 布施委員長 ではこのように取り扱うので、皆了承いただけるだろうか。
- 布施委員長 (「異議なし」という声あり)
- 小川委員 今決めていただいた二つ、陳情流れ案と浜田市議会陳情書取扱基準については決まったが、次に、陳情書の中に陳情書等の公開や黒塗りにする処理について。資料2ページ目を見てほしい。
- 小川委員 (以下、資料読み上げ)
- 小川委員 なお、陳情書の黒塗りについては議会運営委員会で陳情第57号、「公務における公人名は陳情においても氏名を黒消しにするべきではないという陳情について」は、9月6日の議会運営委員会において採択されている。それを踏まえて皆の意見を伺いたい。
- 布施委員長 この間の議論経過を踏まえ、まとめられていると思う。この内容で結構だし、最後の陳情採択の関係とも整合性が取れる中身になっている。十分な内容だと思う。
- 布施委員長 ほかに。
- 河上局長 (「なし」という声あり)
- 河上局長 陳情の取り扱い方針決定後に検討するその他の事項については、この案のとおり進めていくので、よろしく願います。なお、またわかりにくいときには都度聞いていただきたい。
- 河上局長 1点確認しておきたい。陳情書についてとあるが、これは添付資料も同じ扱いでよろしいかを皆の了解を得ておきたい。

布施委員長
川上委員
布施委員長
川上委員

どうだろうか。
その前に傍聴者に対しての資料公開はどこまでするのか。
審査する資料は議員に配付する。傍聴者には渡さない。
問題は今まで起きたが、陳情に対してバックデータとして写真等があった場合、難しい扱いになるのでは。それがないとわからない。それについては今後とも配慮する必要があると思うが。

布施委員長

傍聴者への資料公開としての写真があった場合は、傍聴者としての判断はそれでわかるのだが、審査するのはあくまでもその委員会の委員なので、議員にはその資料は配付するのだから、採択基準はその写真があれば見てわかると思う。採択されればホームページに件名とその部分は出てくるので、傍聴者にその写真がなくても採択されたというのはわかるのでは。

川上委員

採択されるかは別にして、件名と内容が書いてある。裏づけのある資料が情報公開上隠れているのは問題かと考える。

布施委員長

そのときには情報公開請求で資料を見ることはできる。よいか。ではこのように進めていきたい。

4 その他

布施委員長

ほかに委員から何かあるか。

(「なし」という声あり)

明日、27日にオンラインによる議員研修会を開催する。事務局から開催要領やZ o o mの招待メールが送信されているので確認いただき、参加していただくようよろしくお願いいたします。参加人数も事務局は事前にとっているか。

では次回日程を確認する。次回は9月29日木曜日、全員協議会終了後に全員協議会室で開催する。最後に本日の内容は各会派で共有いただくようお願いします。議会運営委員会を終了する。

[10 時 25 分 閉議]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

議会運営委員会委員長 布施 賢 司